

飲料自動販売機設置業者募集要領

令和 7 年 1 1 月

河内長野市

公募物件一覧

申込番号	施設名	所在地	設置 台数	最低貸付料 (年額)
		設置場所		
1	河内長野市立保健センター	河内長野市木戸東町2番1号	1台	67,100円
		休日急病診療所入口前(屋外)		

※詳細については、共通仕様書及び施設別仕様書を参照してください。

1 目的

この要領は、河内長野市立休日急病診療所において、来所者及び職員が利用する飲料自動販売機(以下「自動販売機」といいます。)の設置業者を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置業者(以下「設置業者」といいます。)の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項目	期限、期間等
設置場所の状況確認	各自、施設所管課(健康推進課)に事前連絡のうえ、行ってください。
募集要領等の配布	令和7年11月21日(金)から12月19日(金)まで
質問の受付	令和7年11月27日(木)午後4時まで
質問に対する回答	令和7年12月12日(金)本市ホームページに掲載
応募の受付	令和7年11月21日(金)から12月19日(金)まで
貸付料提案書の開封	令和7年12月22日(月)午前10時00分～
設置予定業者の決定	令和7年12月下旬
契約の締結	令和8年1月27日(火)まで
貸付の開始	令和8年4月1日(水)

※上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除きます。

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

3 設置業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年4月法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置業者に対し管理施設の一部を賃貸借契約(以下「貸付」といいます。)により貸し付ける方法とします。

4 貸付の期間

貸付の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。

5 応募者の資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができます。

ア 応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体の管理施設(指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。)に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者

イ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者

イ 国税又は市税の滞納がある者

※ここでのいう国税とは、法人税、所得税、消費税又は地方消費税のことをいいます。

※ここでのいう市税は、市民税のことをいいます。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲

- げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 エ 本市入札事務に関して資格停止となっている者

6 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年11月21日（金）から 令和7年12月19日（金）まで	午前9時00分から 午後5時00分まで (正午から午後0時45分を除きます)
------------------------------------	--

(2) 受付場所

河内長野市木戸東町2番1号
 河内長野市立保健センター（健康推進課）

(3) 提出方法

応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印）し、**提出書類を受付場所まで直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）**にて、提出してください。
 ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 応募書類（証明書は、発行日が3ヵ月以内の原本もしくは写し。）

- ア 応募申込書（日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。）
- イ 事業者（会社）概要（会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。（補記可））
- ウ 住民票又は登記事項証明書
 - (ア) 個人の場合：住民票
 - (イ) 法人の場合：履歴（現在）事項全部証明書
- エ 印鑑（登録）証明書
- オ 国税の納税証明書
 - (ア) 個人の場合：納税証明書その3の2
 - (イ) 法人の場合：納税証明書その3の3
- カ 市税の完納証明
 - ※ ここでいう市税は、市民税のことをいいます。
 - ※ 支店等で契約する場合は、本店・支店の双方を提出して下さい。
 - ※ 但し、完納証明の発行できない市町村については、直近1ヶ年分の納税証明書を提出して下さい。
- キ 飲料自動販売機設置実績報告書
- ク 誓約書
- ケ 設置する自動販売機のカatalog（外形寸法、諸機能等が確認できるもの）
- コ 貸付料提案書（封筒に入れた後、全ての継目部分（封筒によって異なります。）に割印してください。（提案額は消費税等相当額を含まないものとします。）

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 留意事項

- ア 応募者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。
- イ 国税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。
 「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」
- ウ 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可）なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。
- エ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ 提案する貸付料が最低貸付料（年額）に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なるものは、貸付料の提案を無効とします。

カ 応募手続き受付後の取下げは、行うことができません。

キ 提出された応募書類の返却は、行いません。

ク 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(7) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。但し、応募者の資格確認のため、警察当局への照会には使用することがあります。

(8) 質問の受付

募集に関する質問を令和7年11月27日（木）午後4時00分まで受け付けますので、質問のある方は、7ページの質問票を使用又は参照し、ファックス又は電子メールで送信してください。郵送（期限必着）又は直接持参による方法でも結構です。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。回答は、全ての内容を令和7年12月12日（金）に本市のホームページに掲載します。なお、この回答をもって、本要領の補完、追加とします。

7 設置業者の決定に至るまで

(1) 選定方法等

ア 提出された応募書類の審査を行います。

イ 選定方法は、本市が定める最低貸付料（年額）以上、かつ応募者が提案した貸付料の高い順に選定予定者の順位を決定します。

ウ 選定予定者の順位を決定するにあたり、同額の提案貸付料があるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開封に関する権限を委任された者によるくじ引きを行います。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

エ 選定予定者の順位の決定後、本市において上位3位までの資格審査を行います。その結果に基づき、資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、設置予定業者に決定し、その旨を通知します。

オ 設置予定業者は、本市と貸付契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。

(2) 設置予定業者の選定通知及び公表

設置予定業者の決定は、令和7年12月下旬の予定です。

選定結果は、設置予定業者にのみ直接、健康推進課から通知します。選定されなかった方には、通知しませんので本市のホームページをご覧ください。ホームページには、設置予定業者の商号又は名称（氏名）及び決定した貸付料を公表します。

8 貸付料提案書の開封

(1) 開封日時

開 封 日	開封時間
令和7年12月22日（月）	午前10時00分

(2) 開封場所

河内長野市木戸東町2番1号

河内長野市立保健センター 2階 多目的室

(3) 開封への参加

ア 応募者（代理人を含む。）の開封場所への入室は、1者1名とします。入室にあたっては、①身分証明書（社員証・運転免許証等）を受付で提示してください。また、代理人が開封に参加される場合は、前記①に加え、必ず応募者からの委任状を受付に提示してください。なお、開封への参加の有無は、設置予定業者の決定に一切影響しません。

イ 応募者以外は、開封場所への立入りはできません。

ウ 応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

(4) 開封結果の公表内容

開封結果は、選定予定者第1位から第3位までの受付番号、商号又は名称（氏名）と提案貸付料を公表します。

(5) 選定予定者第1位が不参加の場合

選定予定者第1位の応募者が開封に参加していないときは、開封の当日に通知します。

9 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置予定業者に決定した者には、健康推進課から設置予定業者決定通知書を渡します。

イ 設置予定業者は、設置予定業者決定通知書を受け取り後、速やかに下記の書類を健康推進課に提出してください。

(ア) 容器等回収ボックスの外寸図

(イ) 容器等のリサイクル方法（形式は問いません。）

※自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

※リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの）

ウ 後日、公有財産賃貸借契約書2部を渡しますので、「乙」欄に記名押印し、令和8年1月27日（火）までに健康推進課に提出してください。（印紙税については下記(4)参照）

エ 後日、健康推進課から貸付料の納入通知書を渡します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名義で行います。

(4) 印紙税の取扱い

賃貸借契約書には、印紙税がかかりますので、2部のうち1部の余白に200円の収入印紙を貼付し消印してください。

10 貸付料

(1) 設置業者となった者が提案した貸付料をもって年額貸付料とします。なお、初年度分については、当該年度末までの貸付日数を365日で除した割合で日割計算した額（円未満は切り捨て）とします。また、年額貸付料は、本市が発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入してください。

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」といいます。）を加えた額となります。

(2) 税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における上記(1)の消費税額等は変動後の税率により計算します。

(3) 既納の貸付料は還付しません。但し、本市において当該施設を公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合（下記14参照）は、既納の貸付料は還付されません。

11 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

(1) 指定する期日（令和8年1月27日（火））までに契約締結の手続きを行わなかったとき

(2) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定業者として相応しくないと本市が判断したとき

12 設置予定業者又は設置業者が設置を辞退した場合

設置予定業者が契約締結の手続きを行わない又は設置業者が自動販売機の設置を辞退した場合に、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の設置予定業者又は

設置業者の次に高い貸付料を提案した者を応募資格の審査のうえ、設置予定業者と決定することができます。この場合の貸付料は新たな設置予定業者が公募手続きで提案していた額とします。

なお、年度途中における設置については、当該年度末までの貸付日数を365日（閏年も同じ）で除した割合で日割計算した額（円未満は切り捨て）とします。

13 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、本市において貸付対象部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者として相応しくないと本市が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

14 自己の事情による自動販売機の撤去

設置業者は、自らの事情に起因して貸付の期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、本市に書面で協議を申し出てください。但し、申出期間は毎年4月1日から10月31日までとします。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします。（年度をまたがったの撤去はできません。）なお、既納の貸付料は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次の公募に応募できません。

15 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置予定業者が指定する期日（令和8年1月27日（火））までに契約締結の手続きを行なわなかったとき
- (2) 本市において、契約を解除されたとき（但し、上記13(1)及び14による解除は除く。）

16 情報公開

本公募手続き及び契約締結の手続きにおける透明性を確保するため、河内長野市情報公開条例（平成9年条例第2号）第9条第1項に基づく公開請求があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- (1) 応募者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料
- (2) 設置業者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料
- (3) 応募資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

質 問 票

送 信 先 (郵送・持参先)	〒586－0008 河内長野市木戸東町2番1号 河内長野市 総合健康部 健康推進課 健康予防グループ 【ファックス番号】0721－55－0394 【メールアドレス】kenkousuishin@city.kawachinagano.lg.jp
1. 件 名	飲料自動販売機設置業者募集に関する質問
2. 送 信 者 (応募希望者)	所 在 地 (住所) 商号又は名称 (氏名) 代表者職氏名 所属部署名 担当者氏名 電話番号 ー ー ファックス番号 ー ー
3. 質問内容	

※質問は令和7年11月27日（木）午後4時00分まで受付けます。

※書面による方法とし、電話、口頭等による質問は受け付けません。

※ファックスを使用の場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

【電話番号】 0721-55-0301 保健センター（健康推進課） 健康予防グループあて

※電子メールを使用する場合は、必ず上記 1. 2. 3 の事項を送信してください。

※郵送の場合は、期限までに必着するよう投函してください。

市有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 河内長野市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

物件の表示	区分	貸付面積	摘要
河内長野市立保健センター 河内長野市木戸東町 2 番 1 号	建物	2 m ²	うち回収ボックス の面積 m ²

（使用目的）

第 3 条 乙は、当該物件を飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 本契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（貸付料）

第 5 条 当該物件の自動販売機設置に係る貸付料は、年額金 円とする。

（貸付料の納入方法及び期限）

第 6 条 乙は、前条の貸付料を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入しなければならない。

（遅延利息）

第 7 条 乙は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの日数に応じ、河内長野市公有財産規則（平成 2 年規則第 4 号）第 39 条第 1 項に基づき、当該貸付料につき年 14.6 %（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 %）の割合で計算して得た額を遅延利息として甲に納入しなければならない。

（仕様書の遵守）

第 8 条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第 9 条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第 10 条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特に承認を受けたときは、この限りではない。

（物件保全義務等）

第 11 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復しなければならない。

3 乙は、当該物件が乙の故意又は過失によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責を負うものとし、甲が乙に代わって損害の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

4 第 1 項の規定により支出する費用はすべて乙の負担とし、甲に対してその償還等を請求することができない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の期間中に、甲において当該物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (4) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成 26 年河内長野市要綱第 47 号）第 3 条に規定する入札等排除要件に該当すると認められたとき。
- (6) 本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年 4 月 1 日から 10 月 31 日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して 4 か月を経過する日の属する月の末日とする。

(損失補償)

第 13 条 甲は、前条（第 1 項第 1 号を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第 14 条 乙は、第 4 条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第 12 条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第 15 条 本契約の期間中に当該物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、すべて乙の負担とし、乙は、当該物件を返還する時に、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前条の規定に違反したときは、指定した日の翌日から貸付物件が返還された日までの期間について、当該物件の損害金として、甲の定める基準により算定した貸付料相当額を、甲に支払わなければならない。

(貸付料の改定)

第 17 条 甲は、税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における貸付料は変動後の税率により計算した額に改定するものとする。

2 乙は、前項の改定により生じた貸付料の差額を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入しなければならない。

(貸付料の不還付)

第 18 条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

2 甲は、第 12 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

(法令の遵守)

第 19 条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、河内長野市公有財産規則（平成 2 年規則第 4 号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第 21 条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、河内長野市契約事務規則（昭和 8 年規則第 7 号）第 9 条第 2 項第 2 号の規定により免除とする。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所
 氏名

「乙」 住所
 氏名

共 通 仕 様 書

1. 自動販売機の規格等

設置者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスのすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、グリーン購入の調達者の手引き(平成 27 年 2 月環境省作成)における飲料自動販売機設置に適合する自動販売機の機種とすること。

(3) デザイン等

①自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

②災害対応型自動販売機を設置することとし、設置業者は、災害時に避難者に対し、災害対応自動販売機の在庫飲料を無償で提供することとし、市から要請があった場合に協力するものとする。また、申請時に提出のあったカタログと同等程度以上にて対応すること。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水、コーヒー、お茶等とし、酒類(酒類に準じる飲料水も含む。)及びたばこの販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、本市と協議の上これを行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、本市と協議すること。

2. 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

ウ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。

エ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

オ 回収ボックスに収納された容器は、回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。

カ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、処理すること。

キ 回収した使用済み容器の処理は、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上金額については、下記のとおり本市に報告すること。

ア 報告内容

物件番号	施設名称 設置場所	売上金額(円)
(本市記入箇所)	河内長野市立保健センター 休日急病診療所正面入口前（屋外）	

イ 報告期限 翌年度の4月末日

(4) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、つり銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、本市の担当者の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(5) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。

イ 電気料金は、子メーターで計測した使用量×電気料金単価（＝自動販売機の設置施設における年間電気料金÷同施設の年間電気使用量）により計算した年額とし、河内長野市が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期限切れ等注意到意すること。

ウ その他の経費については、本市の指示に従うこと。

(6) その他

ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックス含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、本市に書面で通知すること。

ウ 2(1)ウの衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

エ 自動販売機の設置に当たり、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、AED 搭載型等の設置についても検討すること。

施設別仕様書

施設名称	河内長野市立保健センター		所在地	河内長野市木戸東町2番1号
施設所管課	健康推進課		問い合わせ先	0721-55-0301
主な利用者	来庁者、職員		設置台数	1台
(設置可能寸法)	幅	奥行	施設内職員数	37人
外形寸法 (回収ボックス)	1.16m以内 (0.40m以内)	0.80m以内 (0.40m以内)	施設利用者	年間9,219名
			貸付面積	2㎡
			電気料金 (円/1kWh)	35.75
容器	紙カップ以外		年間売上数量	1,265本
特記事項	・回収ボックス及び子メーターを設置して下さい。 ・施設利用者は、令和3年度から令和5年度の実績の平均です。 ・年間売上数量は、令和6年4月から令和7年3月までの実績です。 ・災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害型自動販売機を設置して下さい。			

※設置予定場所の状況確認（前面スペース、電源の有無等）は、健康推進課に事前連絡のうえ、行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

※電気料金は河内長野市立保健センターの電気料金単価を基に計算した参考値であり、貸付期間において保証するものではありません。

申込番号	1
施設名	河内長野市立保健センター

施設案内図



自動販売機位置図

